

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の概要

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例が、令和元年12月18日、令和元年第四回東京都議会定例会で可決され、同月25日に公布されました。
改正条例の概要は以下のとおりです。

改正の趣旨

- 平成30年6月の卸売市場法改正においては、食品流通における加工需要等の拡大、流通の多様化など、卸売市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、卸売市場を含む生鮮食料品等流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることとされました。
- 今回の条例改正は、こうした法改正の趣旨を踏まえるとともに、東京の卸売市場がこれまで果たしてきた、東京という大消費地における多種多様で豊かな消費生活や東京の食文化を支える役割を、今後も着実に果たしていく観点から行うものです。
- 卸売市場の機能は、卸売業者や仲卸業者といった市場業者をはじめ、産地の出荷者や小売店、量販店、飲食店などの市場の利用者が多くの取引を行うことで発揮されています。
- 改正条例では、これらの取引参加者が、より一層活力をもって取引に参加できるよう、取引に関する規制を緩和する一方、公正な取引を確保するために必要な都の指導監督などの規定を維持しています。
- これにより、集荷・分荷、価格形成、代金決済、公正な取引、食の安全・安心の確保などの卸売市場の機能を今後も十分に果たしつつ、時代の変化に即した多様なニーズに的確に対応できる環境を整えます。
- 条例改正を契機に市場の活性化を図り、今後とも、都民の消費生活を支える卸売市場の役割を果たしていきます。

取引規制に係る改正の考え方

- 取引の活性化を図るための規制緩和
市場を利用する事業者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう基本的に規制は緩和
- 公正な取引環境の確保
卸売業者等に取引の実績報告を義務付け、開設者である都が取引の実態を把握するなど適切な指導監督を行うための規定を整備
- 業務の効率化
卸売業者、仲卸業者等の業務の効率化、生産性の向上を図るため、事前申請の見直し等事務手続を簡素化
- 食の安全・安心の確保
食の安全・安心を確保するため、引き続き品質衛生管理に係る措置を規定

改正条例・規則に定める取引関係の主な内容

○卸売市場の業務の方法

- ◆都による卸売の数量及び価格等の公表
- ◆売買取引の方法（せり物品や割合は各市場の取引委員会で決定）
- ◆決済の方法（早期支払い義務、契約等で定めた支払期日の遵守）

○取引参加者※の遵守事項

- ◆改正卸売市場法に定める遵守事項〈共通ルール〉
 - ・公正かつ効率的な取引を行う売買取引の原則
 - ・卸売業者による売買取引の条件・結果等の公表
 - ・卸売業者の受託拒否の禁止
- ◆上記以外の遵守事項〈その他の取引ルール〉
 - ・卸売業者、仲卸業者に対して第三者販売、商物分離取引、直荷引きの実績報告を義務付け（取引は自由化）
 - ・せり・入札における第三者販売の禁止
 - ・食品衛生法等に即した品質管理、安全・品質管理体制の整備

○その他の事項

- ◆都による指導監督
 - ・取引ルールを遵守させるため必要な調査、指導、是正措置命令など
- ◆業務の許可の廃止
 - ・仲卸業者、関連事業者の業務の許可を廃止し、現行の業務許可要件を基本に、施設使用許可の要件を整理（卸売業者については、改正卸売市場法において業務の許可を廃止）
 - ・卸売業者がその業務を行うことができない場合に、他の卸売業者等に代行させる規定は存置
- ◆都と市場関係者の協議の場の存置
 - ・卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、業務の運営に関し必要な事項を調査審議する東京都中央卸売市場取引業務運営協議会等を存置
 - ・各市場の取引委員会においてせり物品など取引に関する事項を協議

※ 取引参加者：卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者

施行年月日

令和2年6月21日
（改正卸売市場法の施行期日と同日）